

北海道議會時報

第一卷第四號

昭和二十四年八月

目次

◎特別委員會

△行政機構調查特別委員會

△外地同胞引揚對策特別委員會

◎常任委員會

△總務、商工、土木

◎各種會合

△全國都道府縣議會議長會常任幹事會

△北海道綜合開發審議會小委員會

雜錄

△第二十八回全國都道府縣議會議長會定例會決議事項の處理經過

△議員の動靜

△本道出先機關

△來往

資料

△屋外廣告物法

△水防法

△都道府縣歲入歲出豫算調(昭和二十四年度當初豫算)

特別委員會

▲行政機構調査特別委員會

○六月二十二日より七月七日まで全道を三つの擔當區域に分ち三分科會が夫々その區域につき支廳、土木現業所、林務署、保健所、勞政事務所、職業安定所、水産物検査所、拓殖實習場、農業、工業及び水産各試験場の本支場等、道の各種出先機關につき一應調査を完了し七月八日委員會を開き翌九日より十一日迄更に各分科會を續行して調査の結果を検討し翌十二日及び十三日は各分科會の主任會議を開いて本廳及び各出先機關の綜合的調査をなしその成案に基いて更に七月十八日以降二十一日まで内容細部に亘つて主として行政機構及び事務簡素化に關し検討を加えると共に更に二十二日より二十六日まで人員配置の適正、人員整理等に關する小委員會を開いて慎重審議を重ねその結果を二十七日及び二十八日の第七回委員會でこれを検討の上調査の結果を取纏め八月一日招集の第三回定例會にこれを報告することとして散會とした。

▲外地同胞引揚對策特別委員會

○七月十四日午前十時二十五分道議會第一委員室で開會、高橋源委員より舞鶴における引揚狀況について、西村委員より函館の狀況について夫々報告があり引揚き道の郷土室充實について協議を重ね更に第二次の引揚に對しては鈴木副議長及び本多(吉)委員を派遣することに決定して午後一時四十五分閉會した。

常任委員會

▲總務委員會

○七月二十九日午前十時道議會第一委員室で開會第三回定例會に提案すべき議案等について審議することとなつたが各自内容調査のため同十一時休會した。

○七月三十、三十一日の兩日に亘り道議會第一委員室で開會、二十九日に引揚き北海道費歳入歳出追加更正豫算外八十一件報告一件及び諮問四件について主幹部課長より夫々説明を聴取し全議案の調査を完了午後五時閉會した。

▲商工委員會

○七月十二日午後一時三十五分道議會第一委員室で開會、讚良工務課長及び齋藤(藤)委員長より本道における競輪場の設置方について、中央關係機關に對する折衝の過程につき説明がありこれに對する質疑應答の後、本日散會後札幌市における競輪場候補地たる美香保公園を視察することに決定した。又本道における中小企業振興を圖るため主要都市における商工業の實態調査をなすため議會終了後委員を派遣することを決定して午後三時四十分閉會した。なお委員派遣豫定地は次の通り。

第一班小樽市、函館市、室蘭市、苫小牧市、岩見澤市、夕張市

第二班北見市、網走市、釧路市、帯廣市、旭川市、稚内市、留萌市

○七月十三日午後二時十分道議會第一委員室で開會、豊平町月寒の競輪場敷地の現地視察をなすことに決定直ちに現地視察を行つた。

▲土木委員會

○六月二十日午後一時四十分道議會第一委員室で開會、江丹別村長外一市

三村長より陳情を聴取土木部長より本道における融雪災害復舊豫算獲得のための中央關係機關との折衝過程について説明があり委員会として次の國會に提案を豫想される補正豫算について強力な折衝をなすべく國會開會前に各黨より一名の代表を挙げ派遣することを決定、土木部長より土木關係職員の行政整理について、各課長より第三回定例會に提案豫定の追加豫算の内容につき夫々説明を聴取午後四時三十分閉會した。

○六月二十一日午前十時五十分道議會第一委員室で開會鶴川、廣尾の兩村長より陳情を聴取して請願の審査に入りその結果採擇二十件、不採擇六件を決定して午後四時十分閉會した。

各種會合

▲全國都道府縣議會議長會常任幹事會

○七月二十一日午前十時から東京都議會議事堂において全國都道府縣議會議長會幹事會が開催されたが、そのおもな議題たる、中央出先機關の廢止問題については、列席の本多、木村兩國務相並びに民自黨廣川幹事長との間に眞剣な應答があり、政府鞭撻のため緊急議長會議を東京都に招集することに決定、翌二十二日には外相官邸、首相官邸を訪問して強硬に廢止實行を要求した。

○七月二十四日午後一時から全國都道府縣議會議長會緊急議長會議を、東京都議會議事堂において開催、別記の通り決議並びに陳情事項を可決引續き政府へ要求することに決定。

○七月二十五日、二十六日は前日の決議事項實現のため首相官邸において關係大臣に強力な要請を行った結果、大要次のような政府側の回答があつた。

一、出先機關の廢止については關係關係において決議の趣旨にさうよう努力する。

一、警察力の強化については要望の趣旨を織込んで次回の國會で具體化する。

一、退職者の所得稅減免については善處するが見透し困難である。

決 議

中央出先機關の廢止斷行方について

新憲法規定の地方自治の精神は、封建的中央集權主義を排して民主的的地方分權を實現するに在り、昭和二十二年における畫期的地方自治法の制定と相次ぐこれが改正は、これを證明して餘りあるところである。

しかるに、中央各省がいまなお地方に直轄出先機關を設けて國政事務の統一處理に名を藉り、敢えて地方自治の本旨に背き地方行政の圓滑適正敏活を阻害する現置は、われらの到底默視し得ないところである。

本會は、既往二カ年にわたり叙上の不合理と矛盾を指摘し、政府出先機關の全面的廢止を要望してきたのであるが、現内閣は黨を擧げて屢々その實行を聲明しながら、いままなこれを斷行するに至らず、わすかに第五國會において運輸省道路管理事務所と通産省府縣出張所の廢止を行つたのであるが、その處置もまた分室制度を存置し、内容的には地方委讓の實を擧げず、しかも農林省資材調整事務所の廢止に至つては、その聲明を裏切り舊態のまま存置するの醜態をみせたのである。

われ等は全國地方住民の意志を代表し、政府公約不履行の責を究明し、その反省を求むるとともにあくまで政府に對し、現存出先機關を全面的に廢止し、その權限を都道府縣に委讓されんことを強く要請、斷乎としてこの目的達成に邁進するものである。

右本會緊急臨時大會において決議する。

昭和二十四年七月二十四日

全國都道府縣議會議長會

地方公共の秩序確保に關する件

地方公共の秩序維持はかかつて警察活動に俟つのであるが、現在の警察制度は數々の欠陥を包藏し、爲めに集團的不法行爲廣地域犯罪暴動搔擾に

對し治安を確保する能力を欠き國內警備上山々しき問題を醸成しつつあつて國民ひとしく現下の治安に不安を抱いている現状に鑑み政府は速かに左の措置を講ぜられんことを要望する。

一、警察制度は都道府縣を單位とし、都道府縣自治體警察は都道府縣知事の所轄下にある都道府縣公安委員會の管轄下に置くこと。

二、自治體警察の經費は連帶支辨制度とすること。

右本會臨時大會における決議により陳情する。

昭和二十四年七月二十四日

全國都道府縣議會議長會

行政整理による退職者の退職手當の特別免稅について

定數條例は經濟九原則の要請により地方財政の健全化ひいては日本經濟確立の上に眞に止むを得ざるものとして設定せられたものであるが、その結果として必然的に生ずる失業者に對してはわれらはこれを我が國經濟再建途上の國家的犠牲者として衷心より同情の念に堪えないものがある。依つて本定數條例によつて定員外として退職せしめられるものの退職手當については特に所得稅減免に關する特例法を制定し非課稅とされるよう取計らわれたい。

右本臨時大會における決議により陳情する。

昭和二十四年七月二十四日

全國都道府縣議會議長會

▲北海道綜合開發審議會小委員會

七月二十三日北海道廳東京事務所において北海道綜合開發審議會小委員會を開催、永田委員長、坂東、田中(敏)、小川原、瀨尾、鹿内の各委員、岡田事務局長參集、岡田事務局長より委員會の設置法案(草案)の四試案を提出説明種々活潑な意見交換あり、結局八月中旬までに事務當局に於て關係方面と充分なる事前折衝をとつ法案を纏めて次回國會で法制化するこゝとして散會した。

雜 錄

▲第二十八回全國都道府縣議會議長會定例會決議事項の處理經過 (時報第二號一四頁參照)

第二十八回定例會において採擇した事項の處理の結果は次の通りである。

大藏大臣關係

陳情事項 地方財政の根本的確立について外二十八件
政府の答辯概要

○地方の財政の苦しいことは重々承知している。要項事項については一々充分檢討を加えるが何分客觀狀況もあり困難な狀態である。

○地方財政確立の根本的對策を講ずることが必要であるが、その前に政府は地方財政を嚴重に監査する考である。監査の節は、ほろを出さぬようして貰いたい。宴會の數やその他無駄な支出はないかどうかといふことも調べる。

○全國議長會においても自肅自戒の決議をしておかれることが必要でないかと思われ。

○災害復舊もやれないところがあるかと思ふが、公會堂を建設しているところもあつて更に大いに檢討を要する。

○地方起債の條件緩和についての要望は尤もであるが、何分二百三十億に限定された關係上それ以上には出られない譯である。

○地方團體中央金庫設置は關係筋が反對で絶望である。

○國稅審査委員會設置も同様な狀態で見込がない。

○その他の要項事項は誠に尤もなものが多いのでいちいち檢討を加えない尚シヨツ博士一行や軍政部の方にも陳情することが今日の場合必要なことと思ふ。

總理府、行政管理廳 地方自治廳關係

陳情事項、警察制度の改革と警察費の國庫負擔について外十九件
政府關係者の答辯概要

○警察制度の改革については政府でもその必要を認めて近く何等かの具體的改革を進める考えである。

○海外同胞引揚促進については從來總司令部の厚意によつていゝところであるが、更に一段と努力する。その住宅對策についても關係方面と協力して善處したい。

○出先機關の廢止については諸君と意見を一致するところであり、努力したのであるが、結果から見ても遺憾である。今後一層の後援を得て盡力して行く考えである。

○地方自治法中の改正要望については充分檢討研究してできるだけ要望に副いたう。

○地方財政の苦しい今日要望事項は一々理由のあることで同感であるが、併し夫々の關係筋もあることであるから良く話し合つて行くつもりである。

○その他の事項については更に内容を良く検討してできるだけ要望に副うようにしたう。

農林大臣關係

陳情事項 中央出先機關の廢止について外十二件
政府の答辯概要

○陳情の内容は何れも政府として考えなければならぬ重要事項のみであるが、何分經費緊縮のときであるから全面的に受け入れることは困難であるが、良く検討を加え善處したい。

○主食超過供出報奨金に對する課税免除は困難であると思うが検討したい。これに關聯する超過供出後の自由販賣とこれが無税は亦困難である。

○雪害地方の公共事業費の増額は二、三何れもその重要性は認めるが、豫算の枠が極度に壓縮せられてゐる現状下ではこれが財政措置は困難であ

る。

○災害復舊特別方策の確立と災害恒久對策樹立については陳情書に列擧されてある様な特別恒久策に關しては政府としては何等考慮してゐない。

而も公債の發行或は基金法等何れも結局は國家の負擔に歸することであるから、現下の財政難から當然不可能な事である。

しかし災害の必然性を豫想するとき豫備金も持つてゐないので、これが對策に政府としても非常に苦慮してゐる處である。尙鐵道沿線の河川復舊費は結局鐵道の延長措置であるから運輸省の所管である。

○農業技術員の普及徹底要望は各町村毎に一名以上の専門的技術指導員を設けることは相當困難である。

○繭價の維持は目下研究中で要望に添うべく努力したい。

建設大臣關係

陳情事項 堆肥舎の建築について外五件
政府の答辯概要

○堆肥舎の建築については建築物制限は現行制度よりはるかに緩和することになり、近日發表の豫定であるから堆肥舎として特別の措置は要しないこととなる。

○戰災復舊費並に區劃整理事業に對し高率國庫補助の増額については當然困難である。而も大都市の區劃整理計畫例えば東京都における道路幅員計畫一〇〇米と言うが、それは我が國狀から見ても空想的な不相應な計畫の面が見受けられる。そうすればその經費も自ら縮減せられて窮極せる國家財政に即應し得るものと信ずる。

○海外同胞の引揚促進と、その住宅對策については政府として特に深い關心を持つてゐる處で、速急に適當な措置を講じ、援護の萬全に備えたい。

文部大臣關係

陳情事項 義務教育費全額國庫負擔について外三件
政府の答辯概要

政府の答辯概要

○文部次官に對し詳細陳情したのに對し大臣に篤と傳達する旨の回答を得た。

厚生及び郵政大臣關係

陳情事項 災害救助基金法改正と全額國庫負擔について

政府の答辯概要

○各陳情事項共それぞれ善處する旨の回答を得た。

經濟安定本部關係

陳情事項 經濟安定公事業費について

政府の答辯概要

○副長官に内容陳情したところ趣旨を了とし長官に圍り善處すべき旨の回答を得た。

總理、外務大臣、官房長官及び衆參議長並びに政黨關係

陳情事項 衆議院議員選舉法第六十七條第五項の削除方について外

(總理及官房長官には今回の陳情事項全部を提出)

政府の答辯概要

○何れもその趣旨を了として善處したい旨の回答があつた。

勞働大臣關係

陳情事項 中央出先機關の廢止について外二件

政府の答辯概要

○中央出先機關の廢止及び勞働行政の一元化と權限の地方委譲については勞働基準行政は全國劃一的に法律の定める最低勞働條件を確保することを目的としているのでその性質上國の直轄行政機關によつて行ふべきことを要請されており又職業安定行政は全國的規模において形成される勞働市場、特に石炭、纖維の重要産業に對する勞働操作の必要上全國的に一貫した運営を要請されている。

右は國際勞働條約によつて定められているため將來我が國がこの國際條約に正式復歸する場合は勞働行政は全面的に國に一元化される傾向にある。

故に勞働關係においては總司令部の助言もあるので行政整理に伴う中央出先機關の廢止及び權限の地方委譲は行わず、現状のまゝで行く方針である。

○行政整理及び企業整備による失業者の救済には職業安定法及び失業保險法を強化し又緊急失業對策法の制定によつて萬全を期しており、陳情の要望に應えるよう努力する。

總司令部に對する懇請

懇請事項 全國都道府縣議會代表者の渡米について

○第八軍政部法務行政官ハワード・D・ホークター氏を通じて懇請の經過は「良い計畫であるから自分も盡力する。總司令部關係方面に懇意な者がいるから良く事情を話して内意を聞いてみて回答する。

視察研究は、少くも米國內の四、五箇所を見ることがし、滞在は三箇月位必要であろう。費用は往復旅費を除いて一日二五ドル—三〇ドル位と思うが、これは最低で而も一箇所定研究費用である。従つて國內旅行費用は別に入用である。研究に行く人は若い人で英語のできる人であればならぬ、米國の地方議會は奇數の年に開くものが多い。今年はその年に當るが間に合ひぬ、時期は冬が良い、許可になつても來年になるだろう。」

議員の動靜

出張期間	用務	氏名
七月 一日より 六日間	弘揚狀況視察のため (舞鶴市及京都市)	議員 渡邊 武照 石川 清夫 糸川 一夫
七月 四日より 三日間	拓殖實習場調査のため (宗谷、網走支廳管内及旭川、北見、稚内の各市)	議員 藤 初吉

七月十六日より 十二日間	引揚状況視察のため (京都市及舞鶴市)	副議長 鈴木源重 議員 鈴木吉江
七月二十日より 八日間	牧野調査のため (根室、釧路、網走支廳管内)	議員 藤田三吉 議員 田代忠一 議員 吉田八郎
七月一日より 五日間	全道民生委員大會出席のため (函館市)	議員 藤初吉
七月五日より 八日間	林政事情調査のため (網走、宗谷支廳管内)	議員 乾雄次郎 議員 坂中太一郎
七月十四日より 四日間	大樹村分村調査のため (十勝支廳管内及帯広市)	議員 藤田正志 議員 佐藤益三 議員 久内八江
七月十八日より 十日間	道議會事務打合せのため (東京都)	議長 東秀太郎
七月二十三日より 三日間	ニセコ道立公園候補地調査のため (後志支廳管内)	議員 山崎吉作 議員 中山喜次 議員 青木三郎 議員 林謙次 議員 坂東浩一

▲本道出先機関

○法務府令第五號によつて少年院、少年觀護所及び少年鑑別所組織規定が發布せられ本道には次の通り分院が設置された。

(所轄少年院) (分院名) (位置)

北海少年院 紫明寮 北海道空知郡砂川町
同 北光園 北海道紋別郡生田原町

○犯罪者豫防更生法(昭和二十四年法律第百四十二號)第二十一條第一項及び第二十二條第一項によつて本道に設置された少年保護觀護所の名稱、所在地及び管轄區域は次の通りである。

所轄事務局、名稱 (位置) 管轄區域

北海地方少年保護事務所 札幌少年保護觀護所 札幌市 札幌家庭裁判所の管轄區域

同 函館市 函館市 同

同 旭川市 旭川市 同

同 釧路市 釧路市 同

北海地方成人保護事務所 札幌成人保護觀護所 札幌市 札幌地方裁判所の管轄區域

同 函館市 函館市 同

同 旭川市 旭川市 同

同 釧路市 釧路市 同

○運輸省設置法によつて決定の出先機関は次の通りである。

小樽海員養成所 小樽市

海運局 小樽市 北海道

北海海運局 小樽市 北海道

陸運局 札幌市 北海道

札幌陸運局 札幌市 北海道

▲來往

京都府議會農地委員會副委員長外三名は七月二十日函館着次の通り網走支廳管内の開拓地の視察を終え七月三十日退道した。

網走支廳管内 實豊開拓地 端野開拓地 女滿別開拓地
美幌開拓地 生田原開拓地 中主場開拓地

▲屋外廣告物法 (昭和二十四年六月三日 法律第百八十九號)

(目的)

第一條 この法律は、美觀風致を維持し、及び公衆に對する危害を防止するために、屋外廣告物の表示の場所及び方法並びに屋外廣告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「屋外廣告物」とは、常時又は一定の期間繼續して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(廣告物等の制限)

第三條 都道府縣は、條例で定めるところにより美觀風致を維持するために必要があると認めるときは、市(都の特別區を含む。)及び人口五千以上の市街的町村の區域について、屋外廣告物(以下「廣告物」という。)の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を制限することができる。

前項に規定する市街的町村は、當該都道府縣の條例で定める。

第四條 都道府縣は、條例で定めるところにより美觀風致を維持するために必要があると認めるときは、左の各號に掲げる地域又は場所について廣告物の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。

一、都市計畫法(大正八年法律第三十六號)第十條第二項の規定により指定された風致地區

二、市街地建築物法(大正八年法律第三十七號)第二條第二項又は第十五條の規定により指定された住居専用地區又は美觀地區

三、史蹟名勝天然記念物保存法(大正八年法律第四十四號)第一條の規定により指定された地域

四、國寶保存法(昭和四年法律第七號)第一條の規定により指定された建造物の周圍で、當該都道府縣が定める範圍内にある地域

五、森林法(明治四十年法律第四十三號)第十四條第九號の規定により保安林に編入された森林のある地域

六、道路、鐵道、索道又はこれらに接続する地域で、美觀風致を維持するために必要があるものとして當該都道府縣が指定するもの

七、公園、綠地、古墳又は墓地

八、前各號に掲げるもの、外、當該都道府縣が特に指定する地域又は場所

都道府縣は、美觀風致を維持するために必要があると認めるときは、左の各號に掲げる物件

に廣告物を表示し、若しくは廣告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限することができる。

一、橋りょう

二、街路樹及び路傍樹

三、銅像及び記念碑

四、前各號に掲げるもの、外

當該都道府縣が特に指定する物件

第五條 都道府縣は、條例で定めるところにより美觀風致を維持するために必要があると認めるときは、廣告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について禁止又は制限をすることができる。

第六條 都道府縣は、條例で定めるところにより、公衆に對する危害を防止するために必要があると認めるときは、廣告物を表示及び廣告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。

(違反に對する措置)

第七條 都道府縣知事は、條例で定めるところにより、前四條の規定に基く條例に違反した廣告物を表示し、若しくはこれに違反する廣告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に對し、これらの除去その他美觀風致を維持し、又は公衆に對する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第八條 この法律に基く條例に基いてした都道府

縣知事の處分に對して不服のある者は、當該都道府縣知事に訴願を提起することができる。

(罰則)

第九條 第三條から第七條までの規定に基く條例には、罰金のみを科する規定を設けることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 廣告物取締法（明治四十四年法律第七十號）は、廢止する。
- 3 この法律施行前にした廣告物取締法に違反する行為に對する罰則の適用に關しては、なお従前の例による。

▲水 防 法

(昭和二十四年六月四日法律第一九三號)

目 次

- 第一章 總 則 (第一條―第二條)
- 第二章 水防組織 (第三條―第八條)
- 第三章 水防活動 (第九條―第二十四條)
- 第四章 指定水防管理團體の組織及び活動 (第二十五條―第三十一條)
- 第五章 費用負擔 (第三十二條―第三十三條)
- 第六章 雜 則 (第三十四條―第三十七條)
- 第七章 罰 則 (第三十八條―第四十條)

附 則 第一章 總 則

(目的) 第一條 この法律は、洪水又は高潮に際し、水害

を警戒し、防ぎよし及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

- 第二條 この法律において「水防管理團體」とは水害豫防組合、水防に關する事務を共同に處理する市町村の組合（以下「市町村組合」といふ）又は市町村（特別區を含む。以下同じ。）で、第三條第一項又は第二項の規定により水防の責任を有するものをいふ。
- 2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理團體である水害豫防組合の管理者又は水防管理團體である市町村組合若しくは市町村の長をいふ。
- 3 この法律において「消防機關」とは、消防組法（昭和二十二年法律第二百二十六號）第九條に規定する消防の機關をいふ。
- 4 この法律において「消防機關の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防團の長をいふ。
- 5 この法律において「水防計畫」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水こら門の操作、水防のための水防團及び消防機關の活動、一の水防管理團體と他の水防管理團體との間における協力及び應援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に關する計畫をいふ。

第二章 水防組織

(水防の責任)

第三條 水害豫防組合は、その區域における水防を十分に果すべき責任を有する。

2 水害豫防組合の設置されていない區域においては、市町村組合が、水害豫防組合及び市町村組合が設置されていない區域においては、市町村が當該市町村組合又は市町村の區域における水防を十分に果すべき責任を有する。

3 都道府縣は、その區域における水防管理團體が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理團體)

第四條 都道府縣知事は、水防上公共の安全に重大な關係のある水防管理團體を指定することができる。

(水防の機關)

第五條 水防管理團體は、水防事務を處理するため、水防團を置くことができる。

2 前條の規定により指定された水防管理團體（以下「指定管理團體」といふ。）は、その區域内にある消防機關が水防事務を十分に處理することができないと認める場合においては、水防團を置かなければならない。

3 水防團及び消防機關は、水防に關しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防團)

第六條 水防團は、水防團長及び水防團員をもつ

て組織する。

2 水防團の設置、区域及び組織並びに水防團長及び水防團員の定員、任免、給與、扶助及び服務に關する事項は、水害豫防組合にあつては、組合會の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、條例で定める。

(都道府縣の水防計畫)

第七條 都道府縣知事は、水防事務の調整及びその圓滑な實施のため、都道府縣水防協議會にかつて、當該都道府縣の水防計畫を定め、建設大臣の承認を受け、且つ、承認を受けた水防計畫を國家消防廳長官に報告しなければならない。

2 二以上の都道府縣に關係する水防事務については、關係都道府縣知事は、あらかじめ協定して當該都道府縣の水防計畫を定めなければならない。

(都道府縣水防協議會)

第八條 都道府縣の水防計畫その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、都道府縣に都道府縣水防協議會を置く。

2 都道府縣水防協議會は、水防に關し關係機關に對し意見を述べることが出来る。

3 都道府縣水防協議會は、會長一人及び委員十人以内で組織する。

4 會長は、都道府縣知事をもつて充てる。委員は、關係行政機關の職員並びに、水防に關係のある團體の代表者及び學識経験のある者のうちから都道府縣知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもの外、都道府縣水防協議會に關し必要な事項は、當該都道府縣條例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九條 水防管理者、水防團長、又は消防機關の長は、隨時區域内の河川、海岸、堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、當該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(氣象豫報)

第十條 中央氣象臺長、管區氣象臺長又は測候所長は、氣象の狀況により洪水、又は高潮の處があると認めるときは、その狀況を建設大臣及び關係都道府縣知事に通知するとともに、必要に應じ放送機關、新聞社、通信社、その他の報道機關の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(優先通行)

第十一條 都道府縣知事の定める標識を有する車馬が水防のため出動するときは、車馬及び歩行者は、これに道を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十二條 水防團長、水防團員及び消防機關に屬する者は、水防上緊急の必要がある場所におもむくときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することが出来る。

(水防信號)

第十三條 都道府縣知事は、水防に用いる信號を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信號又は之に類似する信號を使用してはならない。

(警戒區域)

第十四條 水防上緊急の必要がある場所においては、水防團長、水防團員又は消防機關に屬する者は、警戒區域を設定し、水防關係者以外の者に對して、その區域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその區域から退去を命ずることが出来る。

前項の場所においては、水防團長、水防團員若しくは消防機關に屬する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、同項に規定する者の職權を行うことができる。

(警察官又は警察吏員の援助の要求)

第十五條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に對して、警察官又は、警察吏員の出動を求めることが出来る。

(應援)

第十六條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者、市町村長又は消防長に對して應援を求めることが出来る。應援を求められた者は、できる限りその要求に應じなければならない。

2 應援のため派遣された者は、水防については

應援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による應援のために要する費用の負擔は、應援を求めた水防管理團體と應援した水防管理團體との間に協議により定める。

(居住者等の水防義務)

第十七條 水防管理者、水防團長又は消防機關の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、當該水防管理團體の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第十八條 水防に際し、堤防その他施設が決壊したときは、水防管理者、水防團長又は消防機關の長は、直ちにこれを關係者に通報しなければならない。

(決壊後の處置)

第十九條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防團長及び消防機關の長は、できる限りはん濫による被害が擴大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 建設大臣、都道府縣知事、水防管理者、水防團長、消防機關の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公

衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、氣象官署通信施設、鐵道通信施設、日本發送電株式會社通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負擔)

第二十一條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防團長又は消防機關の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し若しくは收用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し又は工作物その他の障害物を處分する事ができる。

2 水防管理團體は、前項の規定により損失を受けた者に對し、時價によりその損失を補償しなければならない。

(立退の指示)

第二十二條 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府縣知事、その命を受けた都道府縣の職員又は水防管理者は、必要と認める區域の居住者に對し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示する場合には當該區域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第二十三條 水防上緊急を要するときは、都道府縣知事は、水防管理者、水防團長又は消防機關の長に對して指示をすることができる。

(重要河川における建設大臣の指示)

第二十四條 二以上の都道府縣に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なもの、水防上緊急を要するときは、建設大臣は、都道府縣知事、水防管理者、水防團長又は消防機關の長に對して指示をすることができる。

第四章 指定水防管理團體の組織及び活動

(水防計畫)

第二十五條 指定管理團體の水防管理者は、當該團體の水防協議會にはかつて、都道府縣の水防計畫に應じた水防計畫を定め、都道府縣知事の承認を受けなければならない。

(水防協議會)

第二十六條 指定管理團體の水防計畫その他水防に關し重要な事項を調査、審議させるため、指定管理團體に水防協議會を置く。

2 指定管理團體の水防協議會は、水防に關し關係機關に對して意見を述べることができる。

3 指定管理團體の水防協議會は、會長一人及び委員二十人以内で組織する。

4 會長は、指定管理團體の水防管理者をもつて充てる。委員は關係行政機關の職員並びに水防に關係のある團體の代表者及び學識経験のある者のうちから指定管理團體の水防管理者が命じ又は委嘱する。

5 前各項に定めるもの、外、指定管理團體の水防協議會に關し必要な事項は、水害豫防組合にあつては組合會の議決で、市町村組合又は市町

村にあつては、條例で定める。

(水防團員の定員の基準)

第二十七條 都道府縣は、條例で、指定管理團體の水防團員の定員の基準を定めることができる。

(水防團の訓練)

第二十八條 指定管理團體は、毎年水防團及び消防機關の水防訓練を行わなければならない。

(氣象豫報の通知)

第二十九條 都道府縣知事は、第十條の規定による通知を受けた場合においては、直ちに關係指定管理團體の水防管理者及び量水標、驗潮儀その他の水位觀測施設(以下「量水標等」という。)で建設省令で定めるもの、管理者(以下「量水標管理者」という。)に、その受けた通知に係る狀況を通知しなければならない。

(水位の通報)

第三十條 指定管理團體の水防管理者又は、量水標管理者は、洪水又は高潮の虞があることを知り、又は前條の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府縣知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の狀況を、水防計畫の定めるところにより、關係者に通報しなければならない。

(水防團及び消防機關の出動)

第三十一條 指定管理團體の水防管理者は、水位が都道府縣知事の定める警戒水位に達したときその他必要と認めるときは、水防團及び消防機關を出動させなければならない。

第五章 費用負擔

(水防管理團體の費用負擔)

第三十二條 水防管理團體の水防に要する費用は、當該水防管理團體が負擔するものとする。

(都道府縣の費用負擔)

第三十三條 この法律の規定により都道府縣又は都道府縣知事の行う事務に要する費用は、當該都道府縣の負擔とする。

第六章 雜 則

(扶助)

第三十四條 第十六條又は第十七條の規定により水防に従事した者がこれに従事したことに因り負傷し、疾病にかゝり又は死亡したときは、水害豫防組合にあつては、組合會の議決により、市町村組合又は市町村にあつては、條例の定めるところにより、扶助金を支給する。

(報告)

第三十五條 建設大臣及び國家消防廳長官は、都道府縣又は水防管理團體に對し、水防に關し必要な報告をさせることができる。

2 都道府縣知事は、都道府縣の区域内における水防管理團體に對し、水防に關し必要な報告をさせることができる。

(資料の提出及び立入)

第三十六條 都道府縣知事又は水防管理者は、水防計畫を作成するために必要があると認めるときは、關係者に對して資料の提出を命じ、又は當該職員、水防團長、水防團員若しくは消防機

關に屬する者をして必要な土地に立ち入らせることが出来る。

2 都道府縣の職員、水防團長、水防團員若しくは消防機關に屬する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す證票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第三十七條 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議して置かなければならない。

第七章 罰 則

第三十八條 みだりに水防管理團體の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壞し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

第三十九條 刑法(明治四十年法律第四十五號)

第二百一十一條の規定の適用がある場合を除き、第十四條の規定による立入の禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第四十條 左の各號の一に該當する者は、一萬圓以下の罰金又は拘留に處する。

一、みだりに水防管理團體の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又は

その正當な使用を妨けた者

二、第十三條第二項の規定に違反した者

三、第三十六條の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同條の規定による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 消防組織法の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項中「及び市町村長一を」市

町村長及び水防法に規定する水防管理者」に改める。

3 消防法（昭和二十三年法律第百八十六號）の一部を次のように改正する。
第一條中「水災」を「火災」に、第三十六條及び第四十條第二項第二號中「水災その他の災害」を「火災を除く他の災害」に改める。

4 水利組合法（明治四十一年法律第五十號）の一部を次のように改正する。
第八條中「土地、家屋及組合規約ニ指定スル工作物ヲ所有スル者」ヲ「土地、家屋若ハ組合規約ニ指定スル工作物其ノ他人ノ物件ヲ所有スル者及所有權以外ノ權限ニ基キ之等ノモノヲ占有スル者」に改める。
第四十八條第一項を次のように改める。
普通水利組合費ハ土地ニ對シテコレヲ賦課スルモノトス。
第四十八條第二項の次に次の一項を加える。
水害豫防組合費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ第八條ニ規定スル土地、家屋、工作物其ノ他人ノ物件ニ付之ヲ賦課スルコトヲ得。

都道府縣歳入歳出豫算調 昭和二年年度當初豫算

歳 入 (○印暫定豫算)

單位千圓

府縣別	都府縣稅	公營企業財產收入	分擔金及負擔金	使用材料及手数料	國庫寄附金
北海道	三、八七、七五五	五、九、七〇五	五、五、〇〇〇	三、四、三三三	二、五九、七三二
岩手	一、七三、六三三	二、三、五五五	一、四、七九八	一、二、四四〇	二、八四、五〇〇
宮城	一、〇三、九四五	二、一、八七九	一、〇、三三八	一、〇、七三三	一、一、五五五
福島	一、〇四、四七〇	三、〇、五七五	五、六、六四〇	一、六、八八四	一、五、二、四九四
枋木	一、二二、三三三	三、一、〇九七	一、九、〇六八	八、九、〇九九	一、六、九、〇〇九
群馬	一、三六、九〇〇	—	三、五、三八一	一、〇、九、五三三	八、二、八九五
埼玉	一、四八、〇八六	五、〇、〇〇〇	一、〇、三三二	六、六、〇六〇	一、五、五、八三三
千葉	一、三〇、三三三	三、一、三三三	九、一、五九〇	八、八、六六六	七、六、八、〇六九
東京	三、三六、八七四	三、三、八〇四	三、〇、〇九五	九、五、三九四	四、四、八、二、九一九
神奈川	一、八〇、四七四	一、八、〇三三	四、四、六六五	九、一、六三四	一、七、八、八八九
新潟	一、九〇、九三三	二、〇、六六三	三、三、六六五	一、六、二、八二八	一、〇、八、八七四

石川	九、九、九四四	二、〇、〇、〇〇〇	五、八、〇、〇七五	七、六、〇、三三二	二、四、六、四三三
山梨	六、六、六三三	九、一、〇〇〇	六、七、〇、四〇〇	五、九、一、九七七	九、三、四、九
長野	一、八、六、五五五	一、四、三、七三三	二、八、一、二二二	一、四、九、〇、〇〇〇	三、一、五、九三三
岐阜	一、一、五、五三三	一、三、九、三三三	一、〇、〇、〇〇〇	一、四、四、五、〇〇〇	一、九、三、三三三
静岡	一、六、六、〇〇〇	一、〇、〇、〇〇〇	一、四、四、五、〇〇〇	一、五、五、九、九七七	一、四、八、九三三
愛知	三、四、四、三三三	三、三、三、三三三	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一
三重	一、二、六、二二二	一、二、六、二二二	一、二、六、二二二	一、二、六、二二二	一、二、六、二二二
滋賀	七、七、七三三	九、九、九三三	七、七、七三三	七、七、七三三	七、七、七三三
奈良	七、七、七三三	七、七、七三三	七、七、七三三	七、七、七三三	七、七、七三三
和歌山	七、七、七三三	七、七、七三三	七、七、七三三	七、七、七三三	七、七、七三三
鳥取	一、六、八、〇〇〇	一、六、八、〇〇〇	一、六、八、〇〇〇	一、六、八、〇〇〇	一、六、八、〇〇〇
島根	三、四、五、三三三	三、四、五、三三三	三、四、五、三三三	三、四、五、三三三	三、四、五、三三三
岡山	一、三、六、四〇〇	一、三、六、四〇〇	一、三、六、四〇〇	一、三、六、四〇〇	一、三、六、四〇〇
広島	一、六、六、三三三	一、六、六、三三三	一、六、六、三三三	一、六、六、三三三	一、六、六、三三三
徳島	五、五、五三三	五、五、五三三	五、五、五三三	五、五、五三三	五、五、五三三
香川	八、八、八三三	八、八、八三三	八、八、八三三	八、八、八三三	八、八、八三三
愛媛	一、一、一、三三三	一、一、一、三三三	一、一、一、三三三	一、一、一、三三三	一、一、一、三三三
高知	八、八、八三三	八、八、八三三	八、八、八三三	八、八、八三三	八、八、八三三

府 縣 別	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村
北 海 道	道 手	五、六三六	三、三三二	八、六六四	三、六二七	一、五〇八	一、五〇八	一、五〇八	七、七三三、九四九
	岩 手 市	四、三六九	一、五、六六五	—	三、〇九三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	一、三三六、四四四
	宮 城 市	三、七二八	八、五九七	一、〇八一	八、三、四四六	四、三三三	四、三三三	—	三、六七一、八四三
	福 島 市	三、九四四	一、四、三二八	一、七六五	七、五、〇七二	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	三、七四四、〇六〇
	木 島 町	四、三六五	一、七二九	七、七	一、六五、〇、〇一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	三、六三九、七九五
	馬 場 町	五、七三三	九、九七六	二、六七〇	一、七、九、九、九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	二、四〇〇、七七一
	玉 馬 町	五、六六二	一、四、四四四	一〇〇、一	一〇、三、二、一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	二、七四四、〇六〇
	千 葉 市	一、四、四七七	三、二、八二二	一、四、六六六	七、九、三、三、三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	三、六三九、七九五
	東 京 市	三、一、八八七	三、一、八八七	一、四、六六六	一、七、三、三、三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	三、七三六、四一〇
	神 奈 川 市	一、四	一、二、三、六	四、三	一、七、三、三、三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	三、三六六、四一〇
	新 潟 市	三、三、三、三	一、二、三、六	四、三	一、七、三、三、三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	三、三六六、四一〇
	石 川 市	三、三、三、三	一、二、三、六	四、三	一、七、三、三、三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	三、三六六、四一〇
	山 梨 市	三、三、三、三	一、二、三、六	四、三	一、七、三、三、三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	三、三六六、四一〇
	長 野 市	三、三、三、三	一、二、三、六	四、三	一、七、三、三、三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	三、三六六、四一〇

(單位千圓)

府 縣 別	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村	市 街 町 村
香 川 縣	媛 川 市	一、四、九八一	三、〇〇三	三、七六、二二三	一〇九、六二七	六、一、三三八	六、一、三三八	—	三、一四、二九八
	愛 媛 市	一、六、七三三	一、一、五五五	三、七、三、三、三	六、一、九、三	六、一、四、八二	六、一、四、八二	—	三、三三、〇七
	高 知 市	一、八、四〇六	三、一〇七	六、二、七、三五	六、六、三、五五	五、九、七、四五	五、九、七、四五	—	三、三三、〇七
	福 岡 市	三、一、三七	五、四、三、六	三、四、七、三、七	二、九、八、一、二、六	二、四、八、四、四、五	二、四、八、四、四、五	—	二、〇、九三
	佐 賀 市	五、二、一九	九、〇八	五、七、一、〇、七	五、七、一、〇、七	三、一、三、三、三	三、一、三、三、三	—	二、〇、九三
	長 崎 市	九、九、九、九	二、三、九、五	四、四、四、三、三、三	一、一、四、六、〇、八、三	四、四、四、三、三、三	四、四、四、三、三、三	—	二、〇、九三
	熊 本 市	一、九、〇、四、四	二、三、三、七	三、三、六、八、八	一、五、二、九、六、六	三、三、六、八、八	三、三、六、八、八	—	二、〇、九三
	大 分 市	一、六、〇、七、七	一、四、七、七	二、五、六、二、九、六	一、〇、四、四、五、一、五	一、〇、五、一、八、五	一、〇、五、一、八、五	—	二、〇、九三
	宮 崎 市	二、三、四、〇	二、四、五、〇	九、二、三、〇	九、二、三、〇	五、九、八、八、〇	五、九、八、八、〇	—	二、〇、九三
	鹿 兒 島 市	二、一、七、三、三	五、九、九、七	一、九、二、八、三、三	一、四、三、五、四、九	七、七、三、三、三	七、七、三、三、三	—	二、〇、九三

